

このお仕事で働く皆様へ

このお仕事には、越谷市公契約条例に基づく越谷市独自の「賃金の下限額※」が定められています。（※条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。）

※ご自身の賃金が下記労働報酬下限額より低いと思う場合、越谷市 又は 受注者である元請業者へ申出をすることができます。

※賃金が労働報酬下限額より低い場合は、不足分を受け取ることができます。

また、申出をしたことを理由に、解雇・契約の解除等の不利益な取扱いを受けることは条例で禁止されています。

業務委託 及び 指定管理協定 R7 年度労働報酬下限額

時給 1, 1 6 0 円

「あなたの賃金を労働報酬下限額と比べてみましょう」

まずは、給与明細を見ながら、下記のお試し用簡単チェックで計算してみましょう！

■委託契約

STEP 1：それぞれ月額を当てはめます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基本給} \\ \hline \text{円} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{住宅手当} \\ \hline \text{円} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{賃金(月額)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

STEP 2：月額のうち、公契約条例対象契約分の額を計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{賃金(月額)} \\ \hline \text{円} \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1月の労働時間} \\ \hline \text{時間} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{1月のうち、公契約条例対象契約} \\ \hline \text{に従事した時間} \\ \hline \text{時間} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{比較対象とする賃} \\ \hline \text{金(月額)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

STEP 3：1時間あたりの額を計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{比較対象とする賃} \\ \hline \text{金(月額)} \\ \hline \text{円} \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1月のうち、公契約条例対象契約} \\ \hline \text{に従事した時間} \\ \hline \text{時間} \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{比較対象とする賃金(1} \\ \hline \text{時間あたり)} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

STEP 4：職種ごとの労働報酬下限額と比べます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{比較対象とする賃金(1} \\ \hline \text{時間あたり)} \\ \hline \text{円} \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{労働報酬下限額} \\ \hline \text{1,160円} \\ \hline \end{array} \dots \text{問題ありません}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{比較対象とする賃金(1} \\ \hline \text{時間あたり)} \\ \hline \text{円} \end{array} < \begin{array}{|c|} \hline \text{労働報酬下限額} \\ \hline \text{1,160円} \\ \hline \end{array} \dots \text{労働報酬下限額を下} \\ \text{回っている場合がありま} \\ \text{す。} \\ \text{下記URLを参考に、より詳しく計} \\ \text{算してみましょう。}$$

「越谷市公契約条例の手引き」では、詳しい算出方法を解説しています

■越谷市ホームページ

ホーム>事業者情報>入札・契約・インボイス>入札・契約に必要な手
続き>越谷市公契約条例>手引き>「越谷市公契約条例の手引き」



越谷市ホームページ

越谷市公契約条例について詳しくは、越谷市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

越谷市役所 契約課

所在地：〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

電話：048-963-9131 FAX：048-966-6008

メール：keiyaku@city.koshigaya.lg.jp